

## 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（案）

環境省、経済産業省

### 1．再商品化義務量の簡易算定方式の変更

再商品化義務量の基礎となる排出見込量の算出に当たっては、特定容器製造等事業者が「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」及び「事業活動により費消した容器包装の量」を「販売した容器包装の量」から控除できるとされている。現行省令においては、控除する量をそれぞれ個別に算定する自主算定方式のほか、個別に算定できない場合に用いる簡易算定方式として、「販売した容器包装の量」に「容器包装廃棄物排出比率」という一定の値を乗じることにより、上記二つの量を一律に控除する方式が認められている。

改正後の省令においては、この簡易算定方式においても特定容器製造等事業者による個別の回収努力が反映されるよう、「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」については個別に控除できるとし、係数を乗じて一律に控除する対象を「事業活動により費消した容器包装の量」のみとする。  
(平成19年4月1日施行)

### 2．特定容器製造等事業者に係る事業系比率

上記1．の改正を踏まえ、簡易算定方式において「事業活動により費消した容器包装の量」を一律に控除するための係数（事業系比率）の平成19年度における値を以下のように定める。  
(平成19年4月1日施行)

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器			PETボトル
	無色	茶色	その他	
1. 食料品製造業	0	0	0	5
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	0	0	0	0
3. 酒類製造業	5	5	10	0
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5. 医薬品製造業	5	0	0	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	0	0	0	
7. 小売業				
8. その他の事業	0	0	0	

清涼飲料製造業

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器	プラスチック製 容器
1 . 食料品製造業	0	5
2 . 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	0	0
3 . 酒類製造業	5	5
4 . 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	10	5
5 . 医薬品製造業	0	25
6 . 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	0	0
7 . 小売業	10	10
8 . その他の事業	10	20